㈢　サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度について、その適用期限を三年延長した上、平成二七年四月一日から平成二八年三月三一日までの間に取得等をしたサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る償却割合を次のサービス付き高齢者向け賃貸住宅の区分に応じそれぞれ次のとおり引き下げることとした。（租税特別措置法第一四条、第四七条及び第六八条の三四関係）

(1)　耐用年数が三五年未満であるもの　一〇〇分の一四（改正前一〇〇分の二八）

(2)　耐用年数が三五年以上であるもの　一〇〇分の二〇（改正前一〇〇分の四〇）

㈢　特定再開発建築物等の割増償却制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一四条の二、第四七条の二及び第六八条の三五関係）

(1)　都市再開発法の施設建築物に係る措置について、対象となる施設建築物を一定の要件を満たす市街地再開発事業によって建築されるものに限定する。

(2)　都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、都市再生緊急整備地域のうち特定都市再生緊急整備地域以外の地域内において行われる都市再生事業により整備される建築物に係る償却割合を一〇〇分の四〇（改正前一〇〇分の五〇）に引き下げる。

(3)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の特別特定建築物に係る措置を除外する。

㈣　探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第二二条、第五八条及び第六八条の六一関係）

(1)　探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度の対象となる鉱物の範囲を安定的な供給を確保することが特に必要なものとする見直しを行う。

(2)　海外探鉱準備金制度の準備金の積立割合を一〇〇分の四〇（改正前一〇〇分の五〇）に引き下げる。

(3)　海外探鉱準備金制度の対象法人に国内鉱業者に準ずるものを加える。

㈤　対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例について、平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日までの間に日本船舶・船員確保計画の認定を受けた船舶運航事業者等に該当する青色申告書を提出する法人を対象とするとともに、本特例の対象となる日本船舶に特定準日本船舶を含めることとした。（租税特別措置法第五九条の二及び第六八条の六二の二関係）

㈥　交際費等の損金不算入制度における中小法人に係る損金算入の特例について、定額控除限度額を八〇〇万円（改正前六〇〇万円）に引き上げるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入額を零（改正前定額控除限度額に達するまでの金額の一〇〇分の一〇相当額）とすることとした。（租税特別措置法第六一条の四及び第六八条の六六関係）

㈦　青色申告書を提出する中小企業者について平成二五年四月一日から平成二八年三月三一日までの間に再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実が生じた場合（二以上の金融機関等が有するその中小企業者に対する債権が債務処理に関する計画によって特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合に限る。）において、その中小企業者が、その有する資産の価額につき一定の評定を行い、又は債務処理に関する計画に従って債務の免除を受けたときは、その事実を次の制度の対象となる事実とみなして、これらの制度の適用を受けることができることとした。（租税特別措置法第六七条の五の二及び第六八条の一〇二の三関係）

(1)　資産の評価益の額又は評価損の額の益金又は損金算入制度

(2)　再生手続開始の決定等の事実による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度

㈥　投資法人に係る課税の特例について、投資信託及び投資法人に関する法律の改正に伴い、他の法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の一〇〇分の五〇以上を有していないこととする要件における他の法人から、投資法人が国外不動産の取得等を自ら行うことができない場合にその投資法人に代わって専らその国外不動産の取得等を行うことを目的とする法人を除外することとした。（租税特別措置法第六七条の一五関係）

㈦　農林中央金庫等の合併に係る課税の特例の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第六八条の二関係）

㈧　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却（租税特別措置法第四三条の二及び第六八条の一七関係）

(2)　共同利用施設の特別償却（租税特別措置法第四四条の三及び第六八条の二四関係）

(3)　新用途米穀加工品等製造設備の特別償却（租税特別措置法第一一条の三、第四四条の四及び第六八条の二五関係）

(4)　医療用機器等の特別償却（租税特別措置法第一二条の二、第四五条の二及び第六八条の二九関係）

(5)　支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却（租税特別措置法第一三条の二、第四六条の二及び第六八条の三二関係）

(6)　倉庫用建物等の割増償却（租税特別措置法第一五条、第四八条及び第六八条の三六関係）

(7)　農業経営基盤強化準備金（租税特別措置法第二四条の二、第六一条の二及び第六八条の六四関係）

(8)　技術研究組合の所得の計算の特例（租税特別措置法第六六条の一〇及び第六八条の九四関係）

㈨　特定高度通信設備の特別償却制度は、適用期限の到来をもって廃止することとした。（旧租税特別措置法第四四条の五及び第六八条の二六関係）

国際課税

㈠　非居住者又は外国法人（以下「非居住者等」という。）が受ける振替公社債等の利子等の非課税制度について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第五条の二、第五条の三、第四一条の一三、第四一条の一三の二、第四一条の一三の三、第六七条の一七及び旧租税特別措置法第六七条の一八関係）

(1)　非居住者等が受ける振替社債等の利子等の非課税制度について、その適用期限を撤廃する。

ただし、振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権につき支払を受ける剰余金の配当及び償還差益については、平成二八年三月三一日までに発行されるものに限る。

(2)　公社債等に係る所得に対する課税の見直しに伴い、非居住者等が受ける振替公社債等の利子等の非課税適用手続について、次の見直しを行う。

イ　所有期間明細書を廃止するとともに、非課税適用申告書等を五年ごとに提出しなければならない。

ロ　適格口座管理機関又は適格外国仲介業者は、源泉徴収の計算に関する情報を利子等の支払を受けるべき日の前日までに、源泉徴収義務者に通知しなければならない。

ハ　適格外国仲介業者は、利子等の受領者の情報をその支払の確定した日の属する月の翌月一〇日までに、当該利子等の支払事務の取扱いをする特定振替機関等に通知しなければならない。

ニ　非課税の対象となる振替公社債等の利子等の支払事務の取扱いをする特定振替機関等は、当該利子等の支払を受ける外国法人が外国政府その他一定のものである場合を除き、当該利子等に係る支払調書を所轄税務署長に提出しなければならない。